

安全情報・その他注意事項

「海上運送法等の一部を改正する法律」改正内容等説明

令和8年10月22日

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

4. 安全情報提供体制の構築 国と事業者が安全情報を公表

令和6年4月1日以降に開始する事業年度に係る安全情報から適用

- 人の運送をする事業者は以下のような安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表するとともに、その内容を国の定める様式に記入して国に報告する。
- 国はHP「旅客船事業者安全情報検索サイト」を整備し、毎年当該情報を公表する。

<事業者が公表する安全情報>

【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府県市町村名
- 事業許可／届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）
- 任意の安全に関する取組（例：+ONEマーク取得）等

【船舶情報】

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命浮輪／救命浮環、救命いかだ／救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日

【事故情報】

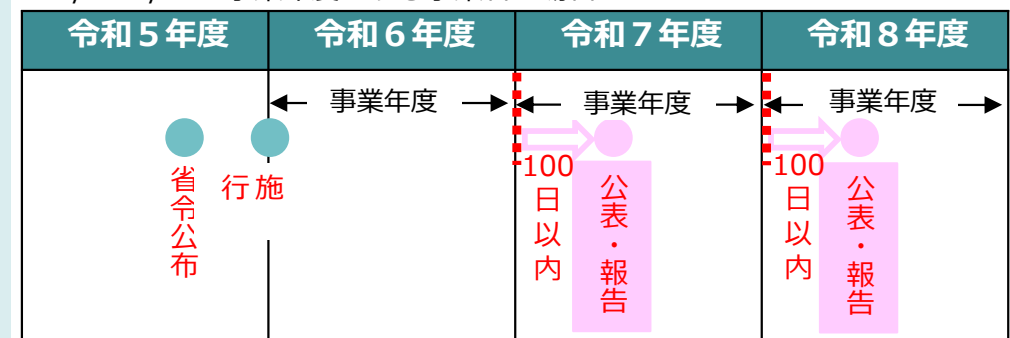
- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

<国が公表する安全情報>

事業者が公表する情報に加え、以下の情報を公表

- 過去5年間の行政処分の件数及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの該当ページURL
（事業者自らの公表・報告 義務なし）
 - ・ 事業の許可の取消し
 - ・ 事業の停止の命令
 - ・ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
 - ・ 輸送の安全の確保に関する命令

<4/1～3/31を事業年度とする事業者の場合>



各事業者のHP及び国のHP（旅客船事業者安全情報検索サイト）にて毎年度更新を行う。
検索サイト：https://www.mlit.go.jp/senpaku/anzen/ssi_search.cgi

4. 安全情報提供体制の構築

国と事業者が安全情報を公表

安全管理規程上でも、情報の公表について明記されております。
安全統括管理者・運航管理者の情報は、公表漏れが多いため、ご注意ください。

<事業者が公表することとする安全情報>

- 安全管理規程
- 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報（社内における役職、選任年月日等）
- 輸送の安全に関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

※企業情報及び個人情報等は除くことも可。

<イメージ（参考例）>

安全管理規程：（企業情報及び個人情報等は除いた上で掲載。）

安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者：代表取締役、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※
運航管理者：課長、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※
※R8年度 資格者証の交付を受けている者のうちからの管理者選任義務の施行後

輸送の安全に関する基本的な方針：

1. 関係法令等の遵守と安全を最優先とする
2. 安全マネジメント態勢の継続的改善等を実施する 等
（事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念を掲載。「安全方針〇箇条」といった箇条書き形式でも、簡潔な一文で述べることで可。）

輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況：

1. 〇年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
2. 〇年度は、運航基準図に沿った航行を確実に実施し、乗揚等の事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
3. 〇年度は、旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにする ⇒達成状況：・・・ 等

（輸送の安全に関わる情報の公表）

第43条 安全統括管理者は、次に掲げる輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
- (3) 安全管理規程
- (4) 安全統括管理者に係る情報（氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く）
- (5) 運航管理者に係る情報（氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く）

2 安全統括管理者は、毎事業年度の経過後100日以内に、次に掲げる輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、公表する。
この場合において、会社は、遅滞なく、その内容を所轄地方運輸局に報告する。

- (1) 事業の用に供する船舶に係る情報
- (2) 事業の用に供する船舶の事故に係る情報

3 安全統括管理者は、法に基づく処分を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

最後に ～R8年度中に行うことリスト～

①安全統括管理者、運航管理者の試験合格

- ・試験を申込して受験し、合格する。

試験申込サイト(海洋共育センター)

https://www.prometric-jp.com/examinee/test_list/archives/93

②安全統括管理者・運航管理者資格者証の交付請求

- ・合格者個人が資格者証の交付請求を運輸局に行く。

交付申請方法について(関東運輸局HP)

<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000359950.pdf>

試験合格後12営業日後

③安全統括管理者・運航管理者の選任届出

- ・事業者が資格者証に基づく選任届を提出する。
- ※資格者証制度以前に既に選任された者であっても資格者証に基づく選任届が必要です
選任届出書と一緒に資格者証の写しをご提出ください

資格者証受領後

④安全管理規程フェーズ2の提出※

- ・安全管理規程フェーズ2を提出する。

安全管理規程フェーズ2の提出方法について(関東運輸局HP)

<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000373572.docx>

※④は①②③の前でも提出可能

⑤安全情報の公表と報告

- ・事業年度終了後100日以内に安全情報のHP等への公表及び国への報告を行う。

安全情報の提供の拡充(海事局HP)

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000060.html

全てを令和8年度中に行う必要があります。
未対応事業者は行政処分や罰則の対象となります。
余裕をもった申請をお願いいたします。

- ・今回説明した事項について、質問がある方は、下記連絡先にお願いいたします。
- ・改めて、今回説明した事項は、**今年度中に実施していただく必要がございます。**
必ず忘れずにご対応いただきますようお願い申し上げます。

提出先	メールアドレス	住所・電話番号
関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官	ktt-kanto-unroukan@gxb.mlit.go.jp	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 TEL:045-211-7230
茨城運輸支局 (運航労務監理官)	ktt-ibaraki-unroukan@gxb.mlit.go.jp	〒310-0844 茨城県水戸市住吉町353番地 TEL:029-247-5348(4)
茨城運輸支局 鹿島海事事務所 (運航労務監理官)	ktt-kashima-unroukan@gxb.mlit.go.jp	〒314-0103 茨城県神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎 TEL:0299-92-2604
千葉運輸支局 (運航労務監理官)	ktt-chiba-unroukan@gxb.mlit.go.jp	〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港198番地 TEL:043-242-7336(4)
東京運輸支局 (青海庁舎) (運航労務監理官)	ktt-tokyo-unroukan22@gxb.mlit.go.jp	〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 TEL:03-5530-2328
川崎海事事務所 (運航労務監理官)	ktt-kawasaki-unroukan@gxb.mlit.go.jp	〒210-0865 神奈川県川崎市川崎区千鳥町12-3 川崎湾港合同庁舎 TEL:044-266-3878